

平成 20 年 1 月から平成 22 年 12 月までの保護に要した費用は 7,697,929 円、収入額は 4,216,869 円、控除額は必要経費、基礎控除、未成年者控除、新規就労控除、特別控除の合計額 1,491,081 円、収入認定額は収入額から控除額を差し引いた 2,725,788 円となり、返還対象額 > 収入認定額 であることから返還額は、収入認定額である 2,725,788 円となった。

返還対象額が確定したため、「費用返還決定通知書」を平成 23 年 1 月 18 日に発出した。

平成 23 年 1 月 18 日付で、初回（平成 23 年 2 月）15,788 円、以降月額 10,000 円の全 272 回にわたる分納の返済誓約書を受領した。

その後、支払は滞ることなく継続したが、令和 6 年 8 月 23 日に健康福祉センターに連絡なく、管外に転居したことにより生活保護廃止となったため、公金振替返済ができなくなり、令和 6 年 9 月から納付書による返済に変更した。この債権は平成 30 年 10 月 1 日以前に支弁した費用であるため、非強制徴収公債権に該当し履行延期の特約が維持される。

#### オ 収入未済額：695,168 円

平成 24 年 12 月 11 日の世帯訪問時に、カードローンの過払金を受領したもののほとんど借金の返済に充ててしまい、手元には 200,000 円ほどしか残っていないことが発覚した。世帯主在住の市町村から平成 25 年 1 月 10 日付で過払返還金関係書類を受領したことにより、返還対象額が確定したため、「費用返還決定通知書」を平成 25 年 2 月 4 日に発出した。

平成 24 年 2 月から平成 25 年 1 月までの保護に要した費用は 2,858,794 円、収入額は 3,355,377 円、控除額は必要経費 1,160,209 円、収入認定額は収入額から控除額を差し引いた 2,195,168 円となり、返還対象額 > 収入認定額 であることから返還額は、収入認定額である 2,195,168 円となった。

世帯主は、平成 23 年 11 月 25 日に裁判所より、妻を後見人とする審判を得ているため、妻が月額 10,000 円の分割納付を申請した。この分割納付に係る誓約書が保存されていないものの、継続して納付されており、令和 6 年 8 月 20 日現在の収入未済額は 695,168 円となっている。

#### (2) 手続

健康福祉部健康福祉指導課の担当者及びサンプル抽出した印旛、山武、長生の 3 健康福祉センターの担当者から、サンプル案件の状況説明を受けるとともに、生活保護法の適用判断の資料、納付書発行、入金状況の管理資料、ケース記録票などの資料を閲覧した。

上記情報を基に、各サンプルの未収金の発生、回収、滞納の経緯を検証した。

### (3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

#### ① 証憑の保管について（イ・エ・オ、指摘）

##### 【現状・問題点】

イ：平成9年10月13日から生活保護法による保護を受給していたが、平成19年所得状況調査の結果、世帯主に年金収入80,750円の不申告、妻に給与収入300,374円の過少申告及び不申告があることが判明した。しかしながら、判明してから17年近く経っているためか、収入のあったことを裏付ける証憑が保存されていない。

エ：平成21年11月の課税調査で次男に就労収入があることが発覚。本人は不在で面接できない状況が続き、平成22年11月の課税調査で次男が継続的に就労していることが判明し、返還対象額が確定したため、「費用返還決定通知書」を平成23年1月18日に発出した。その後、支払は滞ることなく継続したが、令和6年8月23日に健康福祉センターに連絡なく、管外に転居したことにより生活保護廃止となったため、公金振替返済ができなくなり、令和6年9月から納付書による返済に変更した。しかしながら、以上の経緯について顛末を記録したケース記録票等が保存されていない。

オ：返還対象額が確定したため、「費用返還決定通知書」を平成25年2月4日に発出したが、世帯主は、平成23年11月25日に裁判所より、妻を後見人とする審判を得ているため、妻が月額10,000円の分割納付を申請し、継続して納付されており、令和6年8月20日現在の収入未済額は695,168円となっている。しかしながら、上記妻の分納誓約書が保存されておらず、「納付書発行及び入金状況」が平成27年2月2日以降のものしかないため、当初からこの時点までの入金状況を確認することができない。

(行政文書の保存期間)

**第十条** 行政文書の保存期間は、別表に定める基準に従い、三十年、十年、五年、三年、二年及び一年の種別によるものとし、保存期間の起算日は、別に定めるもののほか、当該行政文書による事務の処理が終わった日の属する年度の翌年度の四月一日とする。

2 収入又は支出の証拠書類であつて、その収入又は支出の原因となった契約その他の行為に係る債権の時効期間が別表に定める保存期間の年数を超えるものの保存期間は、前項の規定にかかわらず、時効期間とする。

3 前項に規定するもののほか、文書管理責任者は、第一項の保存期間と異なる種別を新たに設ける場合は、政策法務課長に協議するものとする。

(行政文書の管理)

**第十一条** 文書管理責任者は、所掌事務に係る行政文書の管理を的確に行うため、行政文書（図画及び電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものを除く。）である行政文書にあっては、保存期間の種別が十年以上のものに限る。）について、次の各号に掲げる事項を総合文書管理システムに登録しなければならない。

- 一 行政文書の件名
  - 二 事務処理の年月日
  - 三 保存期間の種別及び文書分類番号（当該行政文書が属する行政文書分類を識別するために付された番号をいう。）
  - 四 前各号に掲げるもののほか、政策法務課長が別に定める事項
- 2 総務部審査情報課長（以下「審査情報課長」という。）は、前項の規定により登録された同項第一号及び第三号に掲げる事項、事務処理の終了年月日その他審査情報課長が別に定める事項を出力装置の映像面に表示したものを、審査情報課において、一般の閲覧に供するものとする。

(行政文書の整理及び簿冊等の保存期間等)

**第十一条の二** 文書管理責任者は、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「簿冊等」という。）に整理しなければならない。

- 2 簿冊等の保存期間及びその起算日は、当該簿冊等に整理された行政文書の保存期間及びその起算日とする。

(簿冊等の保存及び保存期間の延長)

**第十二条** 行政文書は、それ以外の物と明確に区別して、専用の場所において適切に保存するものとする。この場合において、文書管理責任者は、保存の必要に応じ、当該行政文書に代えて、内容を同じくする同一又は他の行政文書の種別（文書、図画又は電磁的記録の別をいう。）の行政文書を作成するものとする。

- 2 常時使用する必要がある簿冊等及び保存期間の種別が一年の簿冊等は、文書管理責任者が保存するものとする。
- 3 保存期間の種別が二年以上の簿冊等（常時使用する必要がある簿冊等を除く。）は、本庁にあっては政策法務課長が引き継いで保存し、出先機関にあっては文書管理責任者が保存するものとする。
- 4 文書管理責任者は、次の各号に掲げる行政文書を含む簿冊等については、保存期間が満了したときであっても、当該各号に掲げる期間が経過するまでの間、当該簿冊等の保存期間を延長しなければならない。
  - 一 千葉県情報公開条例（平成十二年千葉県条例第六十五号）に基づく開示請求があったもの同条例第十三条第一項に規定する開示決定等の決定の日が属する年度の翌年度の四月一日から起算して一年間

- 二 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく開示請求、訂正請求又は利用停止請求があったもの 同法第七十八条第一項第四号、第九十四条第一項又は第二百二条第一項に規定する決定の日が属する年度の翌年度の四月一日から起算して一年間
- 5 文書管理責任者は、保存期間の満了した簿冊等について、職務の遂行上必要があると認めるときは、第十条第一項の種別による期間を定め、当該保存期間を延長することができる。
- 6 文書管理責任者は、前二項の規定による簿冊等の保存期間の延長を行うときは、政策法務課長に届け出た上で、総合文書管理システムに登録しなければならない。
- 7 第四項又は第五項の規定による簿冊等の保存期間の延長が行われた場合における当該簿冊等に整理された行政文書の保存期間は、当該延長が行われた後の簿冊等の保存期間とする。

（簿冊等に係る措置）

**第十三条** 文書管理責任者は、簿冊等について、保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、千葉県文書館（以下「文書館」という。）の長（以下「文書館長」という。）が別に定める基準を踏まえ、歴史的な資料として重要なものに該当するものにあつては文書館への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

- 2 文書管理責任者又は政策法務課長は、保存期間が満了した簿冊等について、前項の規定による定めに基づき、文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。
- 3 文書管理責任者は、前項の規定により、簿冊等に移管し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ、文書館長に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 文書管理責任者は、第二項の規定により文書館に移管する簿冊等について、文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。
- 5 簿冊等を廃棄する場合においては、秘密を要するものについては焼却、裁断、消去又は溶解をするものとし、印影、紋章等他に流用されるおそれのあるものについてはこれを塗抹又は裁断により他に流用できないようにしなければならない。
- 6 文書管理責任者は、特別の理由により、簿冊等又はこれに整理された行政文書の一部を保存期間が満了する前に廃棄しようとするときは、あらかじめ、文書館長に協議し、その同意を得なければならない。
- 7 内容が軽微で保存する必要のない行政文書は、当該行政文書による事務の処理が終わった後廃棄するものとする。
- 8 第五項の規定は、前項の規定による廃棄をする場合について準用する。

出典：文書管理規則

（行政文書の編冊等）

**第四十三条** 職員は、担当事務に係る行政文書による事務の処理が終わったときは、速やかに当該行政文書を簿冊、専用の箱又はフォルダに編冊し、又は収納しなければならない。この場合において、簿冊には、総合文書管理システムにより出力された背表紙票（別記第十二号様式）を貼り

付けなければならない。

- 2 管理規則第十条第一項の別に定める起算日は、行政文書による事務の処理が終わった日の翌日  
その他の行政文書の適切な管理に資すると文書管理責任者が認めた日とする。
- 3 簿冊等は、管理規則第十一条の二第一項の規定によりその簿冊等に整理された行政文書の属する  
会計年度又は暦年ごとに区分するものとする。ただし、事務が数年次にわたるときその他二以上  
の会計年度又は暦年にわたり整理する必要があるときは、この限りでない。
- 4 四月一日から五月三十一日までの間において施行する文書で前会計年度に属する歳入又は歳  
出に係るものにあつては、前項の規定にかかわらず、前会計年度に区分するものとする。この場  
合において、当該文書を施行するために収受し、又は作成した行政文書に係る簿冊等への整理は、  
前会計年度において完了したものとみなす。

(行政文書件名一覧)

**第四十四条** 文書主任は、簿冊及び専用の箱に、行政文書件名一覧（別記第十三号様式）を付すものとする。

(本庁における簿冊等の引継ぎ)

**第四十五条** 管理規則第十二条第三項に規定する政策法務課長への簿冊等の引継ぎは、簿冊等への整理を完了した後において政策法務課長が指定する時期に行うものとする。

(保存期間の変更)

**第四十六条** 文書管理責任者は、簿冊等に整理された行政文書の保存期間の種別を変更したため、当該簿冊等で保存することができなくなつたときは、文書主任に当該行政文書を別に整理させるとともに、総合文書管理システムに記録された事項について、政策法務課長が別に定めるところにより、所要の調整を行わせるものとする。

- 2 文書管理責任者は、簿冊等の保存期間の種別又は名称を変更したときは、文書主任に、当該簿冊等に係る総合文書管理システムに記録された事項について、所要の調整を行わせるものとする。

(保存簿冊等の閲覧及び借覧)

**第四十七条** 主務課において保存する簿冊等を閲覧し、又は借覧しようとするときは、当該主務課の文書主任の指示に従わなければならない。

- 2 政策法務課長が保存する簿冊等を閲覧し、又は借覧しようとするときは、政策法務課長が別に定めるところにより、これを行うものとする。
- 3 前項の規定による借覧の期間は、二週間以内とする。ただし、長期間の借覧を必要とする場合において政策法務課長の承認を受けたときは、この限りでない。

(簿冊等に係る措置)

**第四十八条** 管理規則第十三条第一項の規定による措置の定めに係る事務の処理は、政策法務課長又は文書館長が別に定めるところにより行うものとする。

2 文書管理責任者又は政策法務課長は、政策法務課長又は文書館長が別に定めるところにより、管理規則第十三条第二項の規定による簿冊等の移管又は廃棄をしなければならない。

3 文書管理責任者は、管理規則第十三条第二項の規定により簿冊等を廃棄したときは、当該簿冊等を廃棄した旨の記録を行うものとする。

4 管理規則第十三条第三項の規定による協議に係る事務の処理は、政策法務課長又は文書館長が別に定めるところにより行うものとする。

5 管理規則第十三条第六項の規定による協議の内容が記録された行政文書は、総務部長が別に定める期間保存しなければならない。

## 第八章 雑則

(特別処理の承認)

**第四十九条** 政策法務課長は、災害その他特別な理由によりこの訓令の規定によることが不適當であると認めるときは、知事の承認を得て特別な処理をすることができる。

2 政策法務課長は、前項の承認を得た場合には、直ちに関係課長及び所長にその旨を通知しなければならない。

(出先機関における例外処理)

**第五十条** 所長は、この訓令の規定によることが不適當と認めるときは、政策法務課長と協議してその手続を省略し、又は他の手続により処理させることができる。

(附属機関の文書等)

**第五十一条** 附属機関（組織規程第六条に規定する附属機関をいう。以下同じ。）及び附属機関の部会の文書等は、当該附属機関又は当該部会の庶務を処理する機関の文書等として取り扱うものとする。この場合において、施行する文書に付す文書記号は、当該附属機関又は当該部会の庶務を処理する機関の文書記号とする。

(補則)

**第五十二条** この訓令の施行に関し必要な事項は、総務部長が定める。

出典：文書規程

【結果（指摘）：山武健康福祉センター、長生健康福祉センター】

各段階での事務手続の妥当性を裏付ける証憑については、文書管理規則、文書規程等を参照し、当初からの収入未済状態が解消されるまでの顛末を把握できる

情報及び証拠書類等を適切に取捨選択し、保存されたい。

## ② 担当者間の連携について（ウ、意見）

### 【現状・問題点】

相続人の一人からの入手した相続放棄の文書が担当者間で引き継がれず、平成29年4月1日以降、当該人の相続意向不明として納付書を送付せず、収入未済繰越を継続していたところ、令和2年6月10日に当該文書を発見し、全ての法定相続人が相続放棄していたことが判明した。これにより、債権の行使対象が存在しないこととなり、債権放棄すべきケースとなったが、遺留資産が存在し、令和3年6月4日にセンターから行政改革推進課（現、総務課）に対し、当該遺留資産について財産処分を申し立てる利益があるか相談した。行政改革推進課（現、総務課）からは、弁護士相談が必要であり、法律相談の支援は政策法務課が行っている、この案件を伝えるので連絡を待つように、との回答を得た。

しかしながら、政策法務課から連絡はあったものの、その後、進展がなく、令和4年9月28日にセンターから、健康福祉指導課に問合せを行っているが、その後の進展がない状態である。

健康福祉指導課の担当者に確認したところ、前任者から引継ぎはしているが時間的理由により進めていないとのことであった。

### 【結果（意見）：健康福祉指導課】

現場の担当者からの問合せについて、適時に進捗状況を伝えるよう要望する。

## 2 健康福祉部・児童家庭課：母子父子寡婦福祉資金貸付金（元金・違約金）

### （1）概要

#### ① 母子父子寡婦福祉資金貸付制度の内容について

母子父子寡婦福祉資金貸付制度は、母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦の経済的自立を支援するため、母子父子寡婦福祉法に基づき、県が資金（生活費や子どもの学費、事業を開始継続する資金など）を無利子又は低利子で貸付ける制度である。

母子父子寡婦福祉資金貸付制度においては、借受人の資金用途に応じて12種類の貸付金が設けられており、それぞれについて、限度額、利率、償還期間が定められている。母子父子寡婦福祉資金の種類と主な内容は次のとおりである。

【母子父子寡婦福祉資金の種類と主な内容 ※1】

貸付の種類	対象	限度額 (主なもの)	利子※2	償還期間
事業開始資金	新たに事業を開始する際に必要な経費	3,260,000円	年1.0% 又は無利子	貸付1年後から7年以内
事業継続資金	現在行っている事業を継続、拡張するために必要な資金	1,630,000円	年1.0% 又は無利子	貸付6か月後から7年以内
修学資金	扶養する子の就学に必要な資金 (授業料、通学費等)	公立高校の場合 月額27,000円	無利子	公立高校の場合 卒業6か月後から 貸付期間の 3倍以内
技能習得資金	母(父)の就職や事業開始のための知識技能習得に必要な経費	月額68,000円	年1.0% 又は無利子	修了1年後から20年以内
修業資金	扶養する子の就職や事業開始のための知識技能習得に必要な経費	月額68,000円	無利子	修了1年後から20年以内
就職支度資金	母(父)及び扶養する児童の就職に際し必要な経費	105,000円	年1.0% 又は無利子	貸付1年後から6年以内
医療介護資金	医療又は介護を受けるのに必要な経費	医療の場合 340,000円	年1.0% 又は無利子	医療の場合 治療6か月後から 5年以内
生活資金	知識技能習得や医療・介護を受けている等の理由により一定期間の生活を維持するのに必要な経費	医療介護中の場合 月額108,000円	年1.0% 又は無利子	医療介護中の場合 治療・介護6か月後 から5年以内
住宅資金	住宅の建設、購入、改修等に必要な経費	補修の場合 1,500,000円	年1.0% 又は無利子	補修の場合 貸付6か月後から 6年以内
転宅資金	転宅の際に必要な経費	260,000円	年1.0% 又は無利子	貸付6か月後から3年以内
就学支度資金	扶養する子の入学に際し必要な経費(入学金、制服代等)	公立高校の場合 150,000円	無利子	修学資金に同じ
結婚資金	扶養する子の婚姻に際し必要な経費	310,000円	年1.0% 又は無利子	貸付6か月後から5年以内

※1 令和5年4月時点

※2 利子が「年1.0%又は無利子」の資金は、連帯保証人がいない場合は年1.0%、連帯保証人がいる場合は無利子となる。

② 未収債権に関する基本情報

母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する未収債権は次の7つがある。

- ア 母子福祉資金貸付金（元金）
- イ 母子福祉資金貸付金（利子）
- ウ 寡婦福祉資金貸付金（元金）
- エ 寡婦福祉資金貸付金（利子）
- オ 父子福祉資金貸付金（元金）
- カ 父子福祉資金貸付金（利子）
- キ 母子父子寡婦福祉資金貸付金（違約金）

ア～カについては、母子父子寡婦福祉資金貸付金について、資金の借用書において定めた償還期間の償還金（元金及び利子）を調定することにより発生する債権である。また、キについては、償還の遅延があった場合に発生する遅延損害金であり、償還が遅延していた償還金の納入が完了し違約金の金額が確定した時点で調定が行われることにより発生する債権である。

債権名称	母子福祉資金貸付金（元金） 母子福祉資金貸付金（利子） 寡婦福祉資金貸付金（元金） 寡婦福祉資金貸付金（利子） 父子福祉資金貸付金（元金） 父子福祉資金貸付金（利子）	母子父子寡婦福祉資金貸付金（違約金）
債権の種類	私債権	私債権
根拠法令	母子父子寡婦福祉法第13条	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条
調定額	③令和5年度の収入未済額の内訳参照	
収入未済額（令和6年5月31日現在）	③令和5年度の収入未済額の内訳参照	

③ 令和5年度の収入未済額の内訳

令和5年度の収入未済額の内訳は次のとおりである。

ア 母子福祉資金貸付金（元金）

区分	平成30年度以前 発生分		令和元年度 発生分		令和2年度 発生分		令和3年度 発生分		令和4年度 発生分		令和5年度 発生分		令和5年度末 合計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
調定額 ①	16,446	198,574,128	1,348	11,675,396	1,311	9,860,833	1,345	10,340,653	1,529	11,372,768	14,767	156,453,595	36,746	398,277,373
収入済額 ②	2,735	15,693,816	162	1,233,830	96	576,857	136	550,441	241	1,865,108	13,358	146,155,325	16,728	166,075,377
調定減額等 ③													0	0
不納欠損額 ④													0	0
収入未済額 =①-②-③-④	13,711	182,880,312	1,186	10,441,566	1,215	9,283,976	1,209	9,790,212	1,288	9,507,660	1,409	10,298,270	20,018	232,201,996

出典：児童家庭課提出資料

イ 母子福祉資金貸付金（利子）

区分	平成30年度以前 発生分		令和元年度 発生分		令和2年度 発生分		令和3年度 発生分		令和4年度 発生分		令和5年度 発生分		令和5年度末 合計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
調定額 ①	1,205	1,209,528	65	53,112	53	42,971	46	38,476	61	40,782	300	136,815	1,730	1,521,684
収入済額 ②	65	29,055	3	3,489	0	0	0	0	4	421	208	90,149	280	123,114
調定減額等 ③													0	0
不納欠損額 ④													0	0
収入未済額 =①-②-③-④	1,140	1,180,473	62	49,623	53	42,971	46	38,476	57	40,361	92	46,666	1,450	1,398,570

出典：児童家庭課提出資料

ウ 寡婦福祉資金貸付金（元金）

区分	平成30年度以前 発生分		令和元年度 発生分		令和2年度 発生分		令和3年度 発生分		令和4年度 発生分		令和5年度 発生分		令和5年度末 合計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
調定額 ①	393	9,476,873	0	0	0	0	0	0	1	13,500	303	4,373,154	697	13,863,527
収入済額 ②	47	309,529	0	0	0	0	0	0	1	13,500	298	4,306,313	346	4,629,342
調定減額等 ③													0	0
不納欠損額 ④													0	0
収入未済額 =①-②-③-④	346	9,167,344	0	0	0	0	0	0	0	0	5	66,841	351	9,234,185

出典：児童家庭課提出資料

エ 寡婦福祉資金貸付金（利子）

区分	平成30年度以前 発生分		令和元年度 発生分		令和2年度 発生分		令和3年度 発生分		令和4年度 発生分		令和5年度 発生分		令和5年度末 合計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
調定額 ①	87	133,737	0	0	0	0	0	0	0	0	24	65,070	111	198,807
収入済額 ②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	65,070	24	65,070
調定減額等 ③													0	0
不納欠損額 ④													0	0
収入未済額 =①-②-③-④	87	133,737	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	87	133,737

出典：児童家庭課提出資料

オ 父子福祉資金貸付金（元金）

区分	平成30年度以前 発生分		令和元年度 発生分		令和2年度 発生分		令和3年度 発生分		令和4年度 発生分		令和5年度 発生分		令和5年度末 合計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
調定額 ①	0	0	0	0	0	0	0	0	3	40,500	288	3,676,206	291	3,716,706
収入済額 ②	0	0	0	0	0	0	0	0	3	40,500	288	3,676,206	291	3,716,706
調定減額等 ③													0	0
不納欠損額 ④													0	0
収入未済額 =①-②-③-④	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

出典：児童家庭課提出資料

## カ 父子福祉資金貸付金（利子）

区分	平成30年度以前 発生分		令和元年度 発生分		令和2年度 発生分		令和3年度 発生分		令和4年度 発生分		令和5年度 発生分		令和5年度末 合計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
調定額 ①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入済額 ②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
調定減額等 ③														0
不納欠損額 ④														0
収入未済額 =①-②-③-④	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

出典：児童家庭課提出資料

## キ 母子父子寡婦福祉資金貸付金（違約金）

区分	平成30年度以前 発生分		令和元年度 発生分		令和2年度 発生分		令和3年度 発生分		令和4年度 発生分		令和5年度 発生分		令和5年度末 合計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
調定額 ①	1,983	11,965,540	467	3,464,000	616	4,658,500	568	3,773,300	842	8,004,700	973	9,041,900	5,449	40,907,940
収入済額 ②	123	405,674	21	130,400	65	295,100	108	183,000	13	61,100	129	263,600	459	1,338,874
調定減額等 ③	63	466,126	4	37,500	12	88,700	47	351,100	299	3,400,400	56	1,019,400	481	5,363,226
不納欠損額 ④														0
収入未済額 =①-②-③-④	1,797	11,093,740	442	3,296,100	539	4,274,700	413	3,239,200	530	4,543,200	788	7,758,900	4,509	34,205,840

出典：児童家庭課提出資料

違約金に係る「調定減額等」の発生原因は、違約金の不徴収の決定があったことに伴う減額である。

### (2) 手続

本債権に係る債権管理に関する書類一式を入手し、必要と考えられる手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。

### (3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

#### ① 分割納付の決定の際の経済状況の調査について（意見）

##### 【現状・問題点】

母子父子寡婦福祉資金貸付金については、母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦の経済的自立を支援するための貸付制度であるという性質上、元々経済的に余裕のない者に対して貸付を行っていることから、償還金の償還遅延が生じる事例が多い。

このような状況に対して、県は、千葉県母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領（本項において、以下「要領」という。）において、「健康福祉センター長は、未納者が即時完済できないと見込まれる場合、積極的に分納指導を行うこととする。」と規定しているとおり、償還金の分割納付を推進している。なお、要領においては、未納者からの分割納付の申し出に応じる際には、償還計画確約書（いわゆる分納誓約書に相当する書面）を徴するよう努めることとする旨が規定されている。

しかし、現状の分割納付対応については次のような点で問題がある。

- ア 口頭での約束により分割納付対応を行っており、償還計画確約書を徴していない事例が見受けられる。
- イ 分割納付対応を行う際には、償還計画確約書を徴するよう努める旨を要領に規定しているが、所内決裁は行われていない。
- ウ 分納額の決定にあたっては、「〇〇円なら支払える」という本人の自己申告に基づいて決定しているのが実態であり、滞納者の財産調査は行われていない。

これらの状況について、所管課としては、制度的に元々資力がない者に対して貸付を行っているのであるから、滞納者についても当然に資力がない者であるという前提に立っており、滞納者が少額であっても分割納付に応じる姿勢を見せる限りにおいては、分納額等の条件については滞納者の事情を最大限優先している実態が伺える。

しかし、分割納付を安易に認めることは、自治体の健全な財政を害することがないように、履行延期の特約等の規定を設け、もって履行期限の延長や債権金額の分割ができる場合を一定の事由に制限している法令の趣旨に反するおそれがあると考えられる。そのため、分割納付を認める際には、債務者の収入・資産・負債等の経済状況を具体的かつ十分に聴取した上で、その裏付けとなる資料の提出を求め、分割納付を行うことが客観的・合理的にみて未収債権の徴収上有利であると判断できる場合にのみ、分割納付を認めるべきである。

現状の分割納付の受入体制については、正当性に乏しい分納申請を受け入れてしまうことに対する牽制の仕組みが弱いと言う点で内部統制について改善の余地があると認められる。

#### 【結果（意見）：児童家庭課】

分割納付対応に当たっては、分納額を合理的に算定・決定するために、可能な限り相手方の収支状況・財産状況の調査を行うよう要望する。また、分割納付を認める決定を行う際には、各健康福祉センターの責任者の決裁を得ることとするよう要望する。

## ② 違約金の暫定計算及び債務者への情報提供について（意見）

### 【現状・問題点】

母子父子寡婦福祉資金貸付金については、償還金の納付が遅延した場合には、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（以下、本項において、「施行令」という。）

に基づく違約金を徴収することとされている。しかし、償還金の納付を滞納している債務者に対しては、現在、違約金を計算し、債務者へ違約金の金額（暫定的な金額）の情報提供を行っていない。なお、償還金の納付を滞納している債務者に発送している催告書には「このまま返済が遅れますと、さらに違約金が増加されますので、速やかにお支払いください。」という文言が記載されているものの、催告書発送日における違約金の金額を参考情報として記載するようなことは行っていない。

平成 27 年 1 月に総務省から「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公表され、同時に、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」という総務大臣通知が発出された。

この通知では、平成 30 年 3 月までに一部事務組合を含む全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類の作成が要請された。

具体的には、平成 27 年度から全ての地方公共団体に対して財務書類等の作成が要請されている。

この要請は、地方公共団体の財務状況の透明性を高め、全国の地方公共団体間での比較可能性を確保するために行われたもので、地方公共団体は発生主義・複式簿記に基づく財務書類を作成することで、より明確な財務状態の確認が可能となる。

千葉県においても、この要請に対応しているところである。

しかしながら、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等の歳入の所属する会計年度は、自治令第 142 条第 3 項において、次のように規定されていることから、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等は対象となる債権の歳入の属する会計年度に組み入れることとしており、発生主義による処理とはなっていない。

（歳入の会計年度所属区分）

第一百四十二条 歳入の会計年度所属は、次の区分による。

（略）

3 普通地方公共団体の歳入に係る督促手数料、延滞金及び滞納処分費は、第一項の規定にかかわらず、当該歳入の属する会計年度の歳入に組み入れるものとする。

出典：自治法

#### 【結果（意見）：総務課】

各債権管理担当課において、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を発生主義に基づき把握することは債権管理に有用であることから、債務者への情報提供や、主体的か否かに関わらず法的措置を実施することの検討などを想定し、各年

度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知することを要望する。

また、県の債権管理に有用な情報となることから、この情報を県として集計することも要望する。

### ③ 違約金不徴収の決定に係る事務について（意見）

#### 【現状・問題点】

母子父子寡婦福祉資金貸付金については、償還金の納付が遅延した場合には、施行令に基づく違約金を徴収することとされている。一方で、施行令は、「災害その他やむを得ない理由があると認められるとき」は違約金を徴収しないことを認めている。

#### 【違約金不徴収の根拠規定】

第十七条 都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金額につき年三パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

出典：施行令

県では、要領において、「災害その他やむを得ない理由があると認められるとき」は次の各号のいずれかに該当する場合である旨を規定している。

#### 【違約金を徴収しない場合】

- (1) 災害、盗難、負傷のため、償還金を納付期限までに支払うことができなかつたと認められるとき。
- (2) 償還金の納付期限時に生活保護法の適用を受けていたとき。
- (3) 誠意をもって事業を行ったにもかかわらず、事業に失敗し又は不振となり、償還金を納付期限までに支払うことができなかつたと認められるとき。
- (4) 失業や雇用契約の変更その他これに類する事情による減収により生活が困難になり、償還金を納付期限までに支払うことができなかつたと認められるとき。
- (5) 疾病や2親等以内の親族又は同居人に対する介護又は看護により、生活が困難になり、償還金を納付期限までに支払うことができなかつたと認められるとき。

(6) その他納付期限内に支払うことができなかったことについて正当な理由があると認められるとき。

出典：千葉県母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領

また、違約金の不徴収については、債務者等からの資金違約金不徴収申立書の提出による場合のほか、職権で不徴収決定を行える場合がある旨が要領に規定されている。

ここで、債務者からの申立てによる違約金不徴収の事例について、実際の申立書を閲覧したところ、「償還金の支払いが遅延した理由」の記載がない申立書が見受けられた。所管する健康福祉センターにおいては、債務者との交渉を行っており、遅延理由は当然把握しているという実態に鑑みると、申立書の入手は不徴収決定手続のための形式的な事務であるということは理解できる。しかし、記載不備のある申立書に基づいて不徴収決定手続を行うことに問題がないとは言い難い。

現状の債務者等からの申立てによる違約金不徴収決定の事務フローとしては、所管する健康福祉センターが「母子父子寡婦福祉資金違約金不徴収申立書」に違約金情報（取扱年月、償還金額、延滞日数、違約金額）を入力して印刷したものを債務者に渡し、債務者が署名・押印をしたのちに健康福祉センターに返送する流れになっている。つまり、必要な情報は事前に所管課の方で入力できるのであって、実際に違約金情報は入力済みであるのだから、償還金の支払が遅延した理由の欄についても、所管課の方で事前に入力すればよいと考えられる。

#### 【結果（意見）：児童家庭課】

健康福祉センターが母子父子寡婦福祉資金に係る違約金不徴収申立書を作成する際には、申立てに係る違約金の情報を入力するだけでなく、償還金の支払が遅延した理由についても入力した上で債務者に交付することを検討するよう要望する。

### 3 健康福祉部・児童家庭課：児童措置費・児童福祉施設費扶養義務者負担金

#### (1) 概要

##### ① 児童措置費に係る負担金制度の内容について

児童の保護者が家庭で児童を養育することが困難なときや施設での支援等を受けることが適当と児童相談所が判断したときは、児童福祉法の規定により、各児童相談所は児童の養育を里親に委託したり、児童福祉施設に入所（通所を含む。以下、同じ）させたりする措置をとることになる。

県は、児童福祉法の規定により、この入所措置等に係る費用の全部又は一部を、保護者又は児童本人からその負担能力に応じて徴収することができることとされている。なお、負担金額は、保護者の前年分の所得に基づく所得税又は市町村民税の課税額により各児童相談所が決定し、保護者に徴収金額の通知を行っている。

## ② 未収債権の内容について

児童措置費扶養義務者負担金は、前述の児童措置費負担金のうち、県内の民間施設及び里親に委託された児童に係る負担金である。また、児童福祉施設費扶養義務者負担金は、県立施設（生実学校及び富浦学園の2か所）に委託された児童に係る負担金である。

債権名称	児童措置費扶養義務者負担金	児童福祉施設費扶養義務者負担金
債権の種類	強制徴収公債権	強制徴収公債権
根拠法令	児童福祉法第56条第2項	児童福祉法第56条第2項 千葉県生実学校管理規則第6条第1項 千葉県富浦学園管理規則第5条第1項
調定額	③令和5年度の収入未済額の内訳参照	
収入未済額(令和6年5月31日現在)	③令和5年度の収入未済額の内訳参照	

## ③ 令和5年度の収入未済額の内訳

令和5年度の収入未済額の内訳は次のとおりである。

### ア 児童措置費扶養義務者負担金

区分	平成30年度以前発生分		令和元年度発生分		令和2年度発生分		令和3年度発生分		令和4年度発生分		令和5年度発生分		令和5年度末合計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
調定額 ①	3,933	25,748,484	3,071	21,856,772	3,448	26,461,276	3,565	36,247,041	4,015	46,940,205	5,920	86,502,605	23,952	243,756,383
収入済額 ②	68	922,680	81	1,109,060	64	1,114,160	110	1,397,260	153	1,655,720	1,710	31,371,817	2,186	37,570,697
調定減額等 ③									11	43,388	23	261,800	34	305,188
不納欠損額 ④	3,226	19,749,714											3,226	19,749,714
収入未済額 =①-②-③-④	639	5,076,090	2,990	20,747,712	3,384	25,347,116	3,455	34,849,781	3,851	45,241,097	4,187	54,868,988	18,506	186,130,784

出典：児童家庭課提出資料

### イ 児童福祉施設費扶養義務者負担金

区分	平成30年度以前発生分		令和元年度発生分		令和2年度発生分		令和3年度発生分		令和4年度発生分		令和5年度発生分		令和5年度末合計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
調定額 ①	222	3,120,680	224	2,421,480	194	2,247,040	213	3,535,490	232	4,096,870	364	34,419,828	1,449	49,841,388
収入済額 ②	0	0	4	8,800	3	27,000	13	298,500	15	241,900	149	30,919,938	184	31,496,138
調定減額等 ③													0	0
不納欠損額 ④	195	2,744,120											195	2,744,120
収入未済額 =①-②-③-④	27	376,560	220	2,412,680	191	2,220,040	200	3,236,990	217	3,854,970	215	3,499,890	1,070	15,601,130

出典：児童家庭課提出資料

## (2) 手続

本債権に係る債権管理に関する書類一式を入手し、必要と考えられる手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。

## (3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

### ① 滞納処分の執行停止について（意見）

#### 【現状・問題点】

児童措置費扶養義務者負担金については、徴収率が非常に低い。令和5年度発生分については、調定額8,650万円に対して収入済額3,137万円であり、徴収率は36%にとどまっている。また、過年度発生分について徴収できているのは分割納付を申し出た債務者の分がほとんどであり、件数、金額とも非常に少ない。所管課によると、扶養義務者と児童のケースワークにおいて悪影響を与えるおそれがあるという理由で、複数回にわたる催告は実施していないとのことである。これらの事実からは、児童措置費扶養義務者負担金については、債務者が支払の意思を示さない限りは、債権を5年間放置し、5年経過後に時効により不納欠損処理している事例が多いという実態が伺える。

ここで、所管課が把握している児童措置費負担金の収入未済理由については次のとおりである。

#### 【令和5年度収入未済残高に係る収入未済理由】

理由	件数	実人数	金額（円）
分納誓約	512	16	11,703,240
執行停止・徴収停止	32	3	183,400
生活困窮（生活保護受給等）	2,476	74	10,605,397
死亡、行方不明	475	21	6,722,960
納付意識希薄	14,989	477	156,618,787
その他	22	1	297,000
計	18,506	592	186,130,784

出典：児童家庭課提出資料

これによると、生活困窮や、死亡・行方不明に分類されている債務者・債権額も相当あることがわかる。これらの債権は回収可能性が著しく低いと考えられることから、時効経過まで放置するのではなく、滞納処分の執行停止を行うのが適

当であると考えられる。

**【結果（意見）：児童家庭課】**

生活困窮や、死亡・行方不明に分類されている債権については、時効経過まで放置するのではなく、滞納処分の執行停止を行うよう要望する。

**② 滞納処分（強制執行）について（意見）**

**【現状・問題点】**

平成 28 年度の包括外部監査結果に係る措置状況報告書によると、児童措置費扶養義務者負担金については、平成 30 年に 1 件滞納処分を行った実績があるとのことであるが、それ以降は滞納処分の実績は確認されていない。

所管課は、扶養義務者と児童のケースワークにおいて、滞納処分を行うことにより悪影響を与えるおそれがあるという理由で、児童措置費扶養義務者負担金の滞納処分（強制執行）には踏み込めない状況である。

一方で、収入未済の理由の分類では、「納付意識希薄」が件数、金額ともに圧倒的多数であり、これを放置しては、入所措置等に係る費用を保護者等が負担能力に応じて負担するという制度の趣旨を逸脱してしまうし、適切に負担金を納付している県民との公平性が保たれない。

したがって、今後も、扶養義務者と児童のケースワークに与える影響については慎重を期す必要があることは言うまでもないが、例えば、悪質な事例に的を絞って差押え等の法的措置を執行するとともに、執行した法的措置の事例を公表することによって、扶養義務者やその周囲の者の意識改革を促すことも必要であると考えられる。

**【結果（意見）：児童家庭課】**

例えば、悪質な事例に的を絞って差押え等の法的措置を執行するとともに、執行した法的措置の事例を公表することによって、扶養義務者やその周囲の者の意識改革を促すことを検討するよう要望する。

**③ 分割納付の受入体制について（意見）**

**【現状・問題点】**

強制徴収公債権である児童措置費扶養義務者負担金及び児童福祉施設費扶養義務者負担金については、債務者が負担金の納付につき、その資力の減少により納付することができないという申請をした場合には、1 年以内の期限で徴収を猶予し、その申出の金額を分割して納付し、又は納入すべき期限を定めることができるという徴収猶予の制度を活用することができる（地方税法第 15 条等）。

一方で、1年超の期限で分割納付を希望する債務者に対しては、法令上は、履行期限を延長する特約等に係る規定（自治令第171条の6第1項）が設けられているものの、当該規定は強制徴収公債権には適用がないため、児童措置費扶養義務者負担金及び児童福祉施設費扶養義務者負担金については、1年を超える分割納付について法令の根拠は認められない。

しかし、実際には、児童措置費扶養義務者負担金及び児童福祉施設費扶養義務者負担金についても、徴収猶予の制度を活用するよりも、法令の根拠に基づかない事実上の分割納付が広く行われている。つまり、当該履行延期の特約等が適用されない債権であっても、実際の行政の実務上では、債権の時効期間（児童措置費扶養義務者負担金及び児童福祉施設費扶養義務者負担金の場合は5年）の経過を中断するためにも、自治法第236条第3項が準用する民法第147条第3号の承認に該当するものとして、分割納付の誓約を提出させて、分納計画書に沿った納付を事実上求めている。

このような事実上の分割納付については、法令の根拠がないことから、分割納付が認められる場合の要件についても法令の規定はない。しかし、自治体の健全な財政を害することがないように、履行期限の延長や債権金額の分割ができる場合を一定の事由に制限している履行延期の特約等の規定の趣旨に鑑みると、強制徴収公債権について事実上の分割納付を行う場合についても、少なくとも履行期限を延長する特約等を行う際に求められる要件審査と同程度の審査が必要と考えられる。

しかし、現状においては、債務者からの分納誓約書の提出の受付をもって分割納付に応じており、特に財産調査を必須としておらず、事前に要件審査も行われていない状況である。また決裁については、分納用の納付書発行の決裁はあるものの、履行期限を延期すること自体の決裁はなされていない。このような現状の分割納付の受入体制については、正当性に乏しい分納申請を受け入れてしまうことに対する牽制の仕組みが弱いと言う点で内部統制に改善の余地があると認められる。

**【結果（意見）：児童家庭課】**

児童措置費扶養義務者負担金及び児童福祉施設費扶養義務者負担金の分割納付を受け付ける際には、可能な限り、事前に財産調査を行い、責任者の決裁を得た上で行うよう要望する。

**④ 負担金の算定方法及び算定基準について（意見）**

**【現状・問題点】**

所管課から入手した児童措置費扶養義務者負担金の収入未済の一覧を閲覧し

たところ、次のとおり 1 名（A氏）だけ他の債務者と比較して群を抜いて多額になっていた。

【児童措置費扶養義務者負担金 収入未済上位 5 件】

金額 順位	所管する 児童相談所	債務者	収入未済額 (令和 6 年 7 月 26 日現在)
1	市川	A氏	5,539,320 円
2	中央	B氏	1,778,700 円
3	中央	C氏	1,182,600 円
4	柏	D氏	993,200 円
5	中央	E氏	905,400 円

出典：児童家庭課提出資料に基づき監査人作成

負担金額は、「児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則」の規定にしたがって、納入義務者の住民税所得割額に基づいた階層区分により決定されている。A氏について、負担金額が多額になっている理由を所管課に確認したところ、A氏は令和 4 年に多額の収入（本人からの聴取によると遺産相続した土地の譲渡所得）があったことから、住民税所得割額が増加し、令和 5 年度の負担金決定に際して、D15 階層（その月における措置児童に係る措置費等の支弁額全額を負担する階層）での認定となったため、他の債務者と比較して負担額が多額となっているとのことであった。なお、A氏の負担金の算定根拠は次のとおりである。

【A氏の負担金の算定根拠】

a 事務費保護単価	415,880 円	所定の保護単価表に基づく
b 一般生活費	52,360 円	
c 冷暖房費	870 円	
d 措置費支弁額（月額）	469,110 円	a+b+c
e 負担金額（月額）	469,110 円	D15 階層につき措置費支弁額と同額
f 対象月数	12 か月	
g 負担金額（総額）	5,629,320 円	e×f

出典：児童家庭課提出資料に基づき監査人作成

注：A氏については、令和 5 年 12 月より月額 30,000 円の分納に応じており、これまでに 3 回分 90,000 円の納付があったものの、その後は滞納している

ため、収入未済額（令和6年7月26日現在）は5,539,320円（＝5,629,320円－30,000円×3回）となっている。

また、「児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則」に定められている階層区別の負担金額は次のとおりである。

【児童措置費の負担金額の算定基準】

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分		徴収金額				
		入所施設（障害児入所施設及び指定発達支援医療機関を除く。） （月額）	通所施設及び児童自立生活援助事業所 （月額）	乳児院（一月以内の入所に限る。） （月額）		
A階層	生活保護法に基づく保護を受けている世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている世帯	0円	0円	0円		
B階層	A階層を除き、入所の措置等に係る日の属する年度の当該年度の市町村民税の非課税者のみの世帯	2,200円	1,100円	0円		
C階層	A階層を除き、入所の措置等に係る日の属する年度の当該年度の市町村民税の課税者がいる世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみのも	4,500円	2,200円	1,000円		
D階層	A階層及びC階層を除き、入所の措置等に係る日の属する年度の当該年度の市町村民税の課税者がいる世帯であつて、その市町村民税の所得割の額の区分が次の区分に該当するもの	D 1	9,000円以下	6,600円	3,300円	1,000円
		D 2	9,001円から27,000円まで	9,000円	4,500円	1,000円
		D 3	27,001円から57,000円まで	13,500円	6,700円	1,000円
		D 4	57,001円から93,000円まで	18,700円	9,300円	市町村民税の所得割の額が、81,000円以下である世帯にあつては1,000円、81,001円以上である世帯にあつては2,000円
		D 5	93,001円から177,300円まで	29,000円	14,500円	2,000円
		D 6	177,301円から258,100円まで	41,200円	20,600円	2,000円
		D 7	258,101円から348,100円まで	54,200円	27,100円	2,000円
		D 8	348,101円から456,100円まで	68,700円	34,300円	2,000円
		D 9	456,101円から583,200円まで	85,000円	42,500円	2,000円
		D 10	583,201円から704,000円まで	102,900円	51,400円	2,000円
		D 11	704,001円から852,000円まで	122,500円	61,200円	2,000円
		D 12	852,001円から1,044,000円まで	143,800円	71,900円	2,000円
		D 13	1,044,001円から1,225,500円まで	166,600円	83,300円	2,000円
		D 14	1,225,501円から1,426,500円まで	191,200円	95,600円	2,000円
		D 15	1,426,501円以上	その月における措置児童に係る措置費の支弁額	その月における措置児童に係る措置費の支弁額	その月における措置児童に係る措置費の支弁額

出典：児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則

これらに鑑みると、最高階層（D15）に分類されると実費全額が負担させられることとなるが、施設の保護単価の水準が非常に高額であることに鑑みると、扶養者義務者への過度の負担となるリスクがあることや、D14 階層以下との公平性の点で問題があると考えられる。

そのため、最高階層については即全額負担とするのではなく、例えば住民税所得割の金額に応じて負担割合が定まるような算式を設けることにより負担金額を漸増的・通増的に決定するのが適当ではないかと考えられる。例えば、D15 階層の負担額を、「D15 階層の負担額＝住民税所得割額／1,426,500 円×191,200 円、ただし措置費支弁額を上限額とする」とすることが考えられる。

また、負担金額の決定に当たって、単年度の住民税所得割を使用することは、例えば、譲渡所得等イレギュラーな要因によりその年だけ多額になっている場合に、平時における負担能力以上の負担金を課せられるリスクがあると言う点で問題がある。

そのため、負担金額の算定基礎となる住民税所得割額については、特に、単年度の住民税所得割額が異常に高額であるような場合には、単年度ではなく例えば過去 3 年平均額等の指標を使用することにより、単年度の異常値の影響を緩和する必要性を検討すべきであると考ええる。

なお、県としては、国が定めた要綱に則って各児童相談所で実務を行っていることから、児童措置費の負担金額の算定基準に関する要綱の見直しを国に対して働きかけることも検討すべきであると考ええる。

#### 【結果（意見）：児童家庭課】

負担金の算定方法及び算定基準について、負担金額が扶養義務者にとって過度な負担とならないよう、「児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則」の内容の改正を検討することが望ましい。その前提として、児童措置費の負担金額の算定基準に関する要綱の見直しを国に対して働きかけるよう要望する。

## 4 健康福祉部・児童家庭課：児童扶養手当返還金

### (1) 概要

#### ① 児童扶養手当制度の内容について

児童扶養手当は、父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されるものである。

児童扶養手当の支給対象者は、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（障害児の場合は 20 歳未満）を監護し、養育している母、父又は

養育者である。

県が支給する児童扶養手当は、県内の町村分であり、県が3分の2を、国が3分の1を負担する。なお、市分については市が負担することとされている。

## ② 未収債権の内容について

児童扶養手当返還金とは、児童扶養手当を受給している受給資格者（母、父又は養育者）が、「事実上の婚姻」「公的年金の受給」等により受給資格が喪失しているにもかかわらず、受給を続けたことにより、過誤払いとなったことによって生じた返還金である。

債権名称	児童扶養手当返還金
債権の種類	非強制徴収公債権
根拠法令	児童扶養手当法
調定額	③令和5年度の収入未済額の内訳参照
収入未済額(令和6年5月31日現在)	③令和5年度の収入未済額の内訳参照

## ③ 令和5年度の収入未済額の内訳

令和5年度の収入未済額の内訳は次のとおりである。

区分	平成30年度以前発生分		令和元年度発生分		令和2年度発生分		令和3年度発生分		令和4年度発生分		令和5年度発生分		令和5年度末合計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
調定額 ①	311	7,497,848	32	629,790	29	310,170	50	361,320	102	2,885,650	268	9,074,750	792	20,759,528
収入済額 ②	12	24,000	0	0	0	0	0	0	0	200	2,062,950	212	2,086,950	
調定減額等 ③	2	128,870	1	2,000	0	0	1	81,320	12	24,000	5	3,149,550	21	3,385,740
不納欠損額 ④	181	6,855,870											181	6,855,870
収入未済額 =①-②-③-④	116	489,108	31	627,790	29	310,170	49	280,000	90	2,861,650	63	3,862,250	378	8,430,968

出典：児童家庭課提出資料

なお、児童扶養手当返還金については、生活困窮等の理由で、一括返還から分割返還に変更された場合、翌年度以降に納期となる返還額分については、調定減額を行っている。表中の区分「調定減額等 ③」には、当該調定減額に係る件数及び金額が記載されている。

## (2) 手続

本債権に係る債権管理に関する書類一式を入手し、必要と考えられる手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。

### (3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることにする。

#### ① 調定減額について（指摘）

##### 【現状・問題点】

児童扶養手当返還金については、一括返還を原則としており、分割納付の場合を除き、返還金の全額を調定しているが、生活困窮等の理由で、一括返還から分割返還に変更された場合には、翌年度以降に納期となる返還額分については、減額調定を行っている。

しかし、このような処理は法令・規則の根拠を欠くものであり、合規性の問題がある。一括返還の決定後に分割納付に移行することの法的根拠は自治令第171条の6第1項に定める履行延期の処分にあると考えられるが、当初の一括返還の決定自体に誤りがあったわけではないのだから、当初の調定を取り消すことは適当ではない。地方財務実務提要においても、納入通知書を発した後に履行延期の処分を行う場合には、減額調定は行わず、履行期限のみを延長することになる旨が示されている。なお、財規第40条第2項においては、「歳入を法令又は特約により分割して納入させる場合において、その納期の到来するごとに、当該納期に係る金額について、調定しなければならない」と規定されていることから、この規定を遵守するために当初の調定を取り消す処理を行っているとも考えられるが、当該規定は、当初から分割納付の処分を行った場合について規定しているものであり、すでに入括返還を決定し全額調定し納入通知書を発行したものについて規定しているものではないと考えられる。

また、決算上も収入未済の額が過小となっており、回収すべき債権の額が適正に表示されていないという点で問題がある。令和5年度末残高について、実際には返還金が回収されていないものの、分割納付に移行したことを理由として決算上、収入未済から除外されているものは次のとおりである。

##### 【収入未済残高の差異の集計】

差異のある債務者数／令和5年度末債務者数	決算上の収入未済残高 ①	実際の収入未済残高 ②	除外された収入未済残高 ①－②
24名／44名	358,000円	12,492,460円	▲12,134,460円

出典：児童家庭課提出資料に基づき監査人作成

すなわち、令和5年度末において児童扶養手当返還金債務を有する債務者44

名中、24名に対する債権の全部又は一部が決算書から除外されており、その除外された総額は12,134,460円である。つまり、令和5年度の決算書上、収入未済額が12,134,460円だけ過小になっているということである。

**【結果（指摘）：児童家庭課】**

生活困窮等の理由で、一括返還から分割返還に変更された場合に、翌年度以降に納期となる返還額分について、減額調定を行う事務は改められたい。

**② 債務承認について（意見）**

**【現状・問題点】**

児童扶養手当返還金については、分割納付に移行することで、時効の更新を行っている事例が多く見受けられる。一方で、分割納付に移行せず長期間滞納となっている債権も一定数見受けられる。そこで、分割納付に移行せず長期間滞納となっている債権について、時効の更新状況を確認したところ、電話や訪問時に得た口頭での承認をもって債務承認日として時効の更新を行っている事例が見受けられた。

次の事例は、令和元年12月13日に訪問し債務者本人（A氏）と交渉した際の記録であるが、所管課はこの日に債務者からの債務承認があったとして時効の更新を行っている。

**【令和元年12月13日のA氏訪問記録】**

訪問したところ、お会いすることができた。返済が滞っていることについて尋ねると、何のことかわからない、ととぼけられてしまった。  
納付書を昨年度2回送付した旨を伝えても、届いていないとのことだった。  
ただし、払う必要があるものなら払う、とのことであった。  
電話がつながらないため訪問した旨を伝えると、登録されている番号は転居前のものであり、現在の電話番号を教えてもらうことができた。  
後日また連絡する旨を伝え、訪問を終えた。

出典：児童家庭課提出資料

しかし、本事例については、債務承認に該当し得る債務者の発言としては、「払う必要があるものなら払う」という記録しか確認できないが、客観的にこれが債務承認に当たると判断し得るかどうかは疑義がある。

なお、債権管理適正化の手引には、「口頭での承認であっても時効の更新事由とはなるが、後日の紛争防止のためにも、債務の承認は必ず書面（債務承認書）で得るようにする。」との記載がある。

**【結果（意見）：児童家庭課】**

債務者からの債務の承認は必ず書面で得るよう要望する。

**③ 児童扶養手当返還金の調定期期について（意見）**

**【現状・問題点】**

令和 5 年度に発生した児童扶養手当返還金の収入未済に関する事務を確認したところ、児童扶養手当過誤払金返還方法決定通知書の発送から、返還金の調定及び納入通知書の発送までに長時間を要している事例（B氏）が発見された。

**【B氏の児童扶養手当返還金に係る事務の経緯】**

日付	摘要
令和 4 年 10 月 14 日	日本年金機構中央年金センターへの照会の結果、平成 28 年 8 月から遡り障害厚生年金が B 氏に支給されていることを確認
令和 4 年 10 月 17 日	日本年金機構中央年金センターからの回答に基づいて過誤払金を計算したところ 3,559,380 円になることが判明した
令和 5 年 3 月 3 日	「児童扶養手当過誤払金返還方法決定通知書」発送 返還金総額 3,559,380 円 返還方法 一括返還
令和 5 年 12 月 8 日	健康福祉センターから児童家庭課に対して納入通知書の作成依頼
令和 6 年 2 月 15 日	「納入通知書兼領収書」発送

出典：児童家庭課提出資料に基づき監査人作成

上記の事例については、児童扶養手当過誤払金の判明（令和 4 年 10 月 17 日）から児童扶養手当過誤払金返還方法決定通知書の発送（令和 5 年 3 月 3 日）まで 5 か月程度を要し、さらにそこから納入通知書の発送（令和 6 年 2 月 15 日）まで 1 年近くの時間を要している。その間、関係機関とのやり取りや B 氏とのやり取りがあったことが所管課から提出された記録から伺えるが、歳入原因の発生から歳入の調定までに 1 年 4 か月もの時間を要するのは適当な事務とは言い難い。

自治法や自治令、並びに財規等には歳入の調定期期について具体的な規定はないものの、歳入の調定については、原因の発生の都度、遅滞なく行うべきものであると考えられるところ、児童扶養手当過誤払金返還方法決定通知書の発送後 1 年近く経過した後に児童扶養手当返還金の調定を行うというのは問題である。特

に、返還金等の類の債権については、原因発生後に遅滞なく回収のための行動を行うことが肝要であり、時間の経過とともに回収可能性が低下していく傾向があることから、原因発生後、遅滞なく納入通知書の発送及び歳入の調定を行うことは重要であると考えられる。

【結果（意見）：児童家庭課】

児童扶養手当過誤払金の返還金額及び返還方法が決定し通知書を発送した際には、遅滞なく納入通知書の発送及び歳入の調定を行うよう要望する。

5 健康福祉部・児童家庭課：東京高等裁判所平成 20 年（ネ）第 444 号損害賠償請求事件に係る求償金

(1) 概要

① 未収債権の内容について

東京高等裁判所平成 20 年（ネ）第 444 号損害賠償請求事件に係る求償金（本項において、以下「本債権」という。）の内容は次のとおりである。

児童養護施設 A の元施設長が、入所していた児童に対して虐待行為を行ったことに係る元入所児童からの損害賠償請求事件について、元施設長が公権力の行使に当たる公務員に該当するとして、県に損害賠償を命ずる判決（平成 21 年 2 月 26 日東京高等裁判所）が確定し、県は慰謝料 4,300,000 円及び遅延損害金 2,256,612 円を元入所児童側に損害賠償金として支払った。

県は国家賠償法に基づき、すでに支払った損害賠償金を元施設長に対して求償してきたところ、支払がなされないことから、損害賠償金等の支払を求めて、令和 2 年 12 月 23 日に千葉地方裁判所に訴訟を提起した。

その後、令和 4 年 2 月 28 日に県の主張が全面的に認められ勝訴し、元施設長が控訴しなかったことから判決が確定したものの、元施設長が支払を行わないことから収入未済となっているものである。

② 未収債権に関する基本情報

債権の種類	私債権
債権発生原因	国家賠償法に基づく求償金
主債務者	児童養護施設 A の元施設長
連帯債務者、保証人、連帯保証人	なし
調定額	6,556,612 円（損害賠償金 4,300,000 円、遅延損害金 2,256,612 円（平成 22 年 11 月 19 日までのもの））

収入未済額	6,556,612円（損害賠償金4,300,000円、遅延損害金2,256,612円（平成22年11月19日までのもの）及び元本に対する遅延損害金
督促	令和5年6月1日に納付書を送付後、令和5年9月22日に代理人弁護士から支払の意思がある旨連絡があったものの、元本6,556,612円に加えて、平成22年11月20日以後の遅延損害金の支払も必要であると伝えたところ、令和5年10月23日に元本のみ支払可能であり、遅延損害金の免除を嘆願する嘆願書が提出された。
催告	直近で損害賠償金及び遅延損害金の支払請求を行っているのは令和6年6月7日である。なお、請求額は調定済みの6,556,612円であり、同額の納付書を同封しているが、請求書面には、参考情報として、平成22年11月20日から令和6年6月1日までの遅延損害金4,436,563円（未調定）が記載されている。なお、相手方弁護士と最後に連絡を取ったのは令和6年9月11日となっている。
財産調査	金融機関への預金調査や財産開示命令の申立て等により、元施設長の資産状況の把握に取り組む予定としているが、監査実施日現在において、財産調査を行った実績は確認できなかった。なお、令和6年9月11日の相手方弁護士との交渉の中で、自主的納付が見込めなくなったことから、財産調査を行うため、令和7年1月6日に弁護士相談を行う予定とされている。
滞納処分	なし
法的措置	訴訟実施、判決確定済み。判決の内容は次のとおり。 ・被告は、原告に対して6,556,612円及びこれに対する平成22年11月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うこと ・訴訟費用は被告の負担とすること
徴収緩和	なし
債務者等の破産	なし
相続（相続放棄）	なし
債権放棄	なし
その他の債権消滅事由	なし

### ③ 令和5年度の収入未済額の内訳

令和5年度の収入未済額の内訳は次のとおりである。

区分	平成30年度以前 発生分		令和元年度 発生分		令和2年度 発生分		令和3年度 発生分		令和4年度 発生分		令和5年度 発生分		令和5年度末 合計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
調定額 ①	1	6,556,612											1	6,556,612
収入済額 ②													0	0
調定減額等 ③													0	0
不納欠損額 ④													0	0
収入未済額 =①-②-③-④	1	6,556,612	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6,556,612

出典：児童家庭課提出資料

## (2) 手続

本債権に係る債権管理に関する書類一式を入手し、必要と考えられる手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。

## (3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることにする。

### ① 訴訟費用の未請求について（意見）

#### 【現状・問題点】

県は国家賠償法に基づき、すでに支払った損害賠償金を元施設長に対して求償してきたところ、支払がなされないことから、損害賠償金等の支払を求めて、令和2年12月23日に千葉地方裁判所に訴訟を提起した。

その後、令和4年2月28日に県の主張が全面的に認められ勝訴し、元施設長が控訴しなかったことから判決が確定した。なお、当該判決の主文において、「訴訟費用は被告の負担とする」と定められている。

しかし、所管課では訴訟費用として、提訴に係る訴状貼用印紙及び予納郵券代44,000円を支弁しているものの、「訴訟費用の額の確定手続が必要であり、千葉県では基本的に訴訟費用の請求は行っていない」という理由で債務者への請求を行っていない。これは、訴訟費用額確定処分については、その申立手続に手間を要するものの、同処分によって認められる金額が一般的に少額であるケースが多いことから、慣例的に訴訟費用の請求を行っていないことによるものと考えられる。

しかし、訴訟費用について判決主文で債務者負担となった場合には、県の債権としてすでに発生している以上、金額を確定させ債務者に対して請求を行わないことは合规性に反していると言わざるを得ない。

なお、所管課は、本債権のこれまでの交渉状況に鑑みると、訴訟費用について請求を行っても支払われる見込みがないと考えており、訴訟費用確定処分を申し立てるのに予納郵便切手も必要であることから、支払の見込みがなく少額のこと

について費用をかけるのは合理的ではない旨を主張している。

しかし、そのような場合には、債権を認識した後に徴収停止措置（自治令第171条の5第3号）を行うことが適当なのであって、県の債権としてすでに発生している訴訟費用を債務者に請求するための手続を行わずに放置することの正当な理由にはなり得ない。

**【結果（意見）：児童家庭課】**

訴訟費用について判決主文で債務者負担となった場合、県の債権として、訴訟費用額の確定処分により具体的な金額を確定させた上で、債務者へ請求するなど、適切な債権管理をされたい。

なお、訴訟費用額の確定処分の申立てを行うことが費用対効果の観点から合理的ではないと認められる場合には、徴収停止の決定をすることも検討されたい。

**② 債権回収に向けた手続の進捗について（意見）**

**【現状・問題点】**

本債権については、被告の不法行為による損害賠償金を県が負担したことの求償金であり、福祉的要素を考慮する必要性はない。したがって、判決が確定し、裁判所からの支払命令が出ている以上、速やかに債務者の預金を調査し、差押えが可能な預金の有無を把握すること、差押え可能な預金が見つかった場合には即座に差押えの手続を行うことは最低限速やかに行う必要があったものと考えられる。令和2年4月の執行法改正により、裁判所を通して金融機関等に対する財産開示手続が容易にできるようになったことに鑑みると、令和4年2月28日の判決確定から2年以上にわたって財産調査すら実施していないことは、債権回収の手続としては不十分と言わざるを得ない。

債務者が高齢であることに鑑みると、時間が経過すればするほど債権の回収は難しくなるものと考えられることから、まずは速やかに確実に回収できる金額を確実に回収できる方法で回収することに徹する姿勢が必要と考えられる。

**【結果（意見）：児童家庭課】**

訴訟を行って、債務者による支払を命じる判決が確定したのであれば、債権回収に向けて、現在進めている強制執行のための手続を速やかに行うよう要望する。

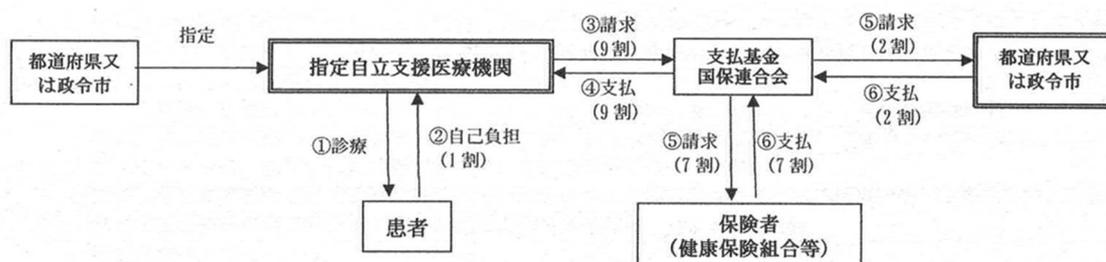
## 6 健康福祉部・障害者福祉推進課：自立支援医療（精神科通院医療）に係る公費負担分

### (1) 概要

#### ① 制度の概要

自立支援医療制度（精神通院医療）は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度（厚生労働省 HP から抜粋）である。通常、通院による患者の自己負担は3割であるが、制度利用による患者の自己負担分医療費は原則1割、残りの2割は、公費として国と県で負担となっている。当該制度は、精神疾患があり継続的な通院医療が必要な患者が対象者となる。

以下の図が、自立支援医療費支払モデルの原則的な流れである。



県は、自立支援医療機関に対する支払事務について、社会保険診療報酬支払基金及び千葉県国民健康保険団体連合会（以下「支払基金等」という。）に委託している。そのため、医療機関からの請求は支払基金等が受け、金額に誤りがなければ全額を医療機関に支払い、公費負担分は支払基金等から県に請求される。

なお、公費負担分の金額や診療内容に関しては、自立支援医療受給者証等の情報が必要であり、支払基金等では把握できないため、一義的には診療報酬の請求を行った医療機関に責任がある。不適切な請求が判明した場合には、県が医療機関に対して是正を求めていくことになる。

#### ② サンプル抽出方法

「令和4年度一般会計税外収入未済額」「令和4年度特別会計税外収入未済額」「令和4年度企業会計収入未済額」の3種類の収入未済額の明細を令和4年度末残高の大きい順に並べ替え、上位50件を抽出した。

この50件は、「債権名称」ごとに集計をしたものであるため、さらに、債権名称ごとにサンプルを抽出する作業が必要となったが、健康福祉部の障害者福祉推進課の債権名称「自立支援医療費返還金」に係る収入未済案件は1件のみであったため、この1件をサンプルとした。

③ 案件情報

ア 収入未済金 13,108,290 円

サブ番号	ア
債権の種類	私債権
債権発生原因	不正医療費請求を原因とする自立支援医療費返還金
主債務者	Aクリニック 院長B
主債務者のクリニック所在地 (医療費請求の管轄)	茨城県
主債務者の居住地 (被債務者個人の破産の申告などの管轄)	東京都
連帯債務者、保証人、連帯保証人	該当なし
不正医療費請求の茨城県による検査開始	H26.3.18
『千葉県の不正医療費返還額』の試算結果を茨城県から報告を受けた日	H30.8.28
収入未済額 元本 (R6年3月31日時点)	13,108,290円(※)
収入未済額 遅延損害額 (R6年3月31日時点)	6,291,979円(※)
収入未済額 加算金 (R6年3月31日時点)	定めていない
徴収不能引当金の個別引当額 (R6年3月31日時点)	0
調定日	H31.3.20
調定額(円)	13,108,290
履行期限	H31.4.4
督促年月日	H31.4.24
催告日	平成31年3月20日～令和5年4月1日
法的措置日 議会の議決(訴えの提起)→千葉地方裁判所に訴えを提起→裁判所の判決→判決の確定	H3.7.13～R4.6.16
裁判所の判決(強制執行による返還額)	13,108,290円+遅延損害金(※)
回収の催告	R4年8月17日～R5年3月8日
債務者の破産手続開始 債務者が東京地裁へ自己破産申立→破産手続開始→破産管財人破産債権届出書提出→債権者集会	R5.3.15～ ・破産手続開始通知書の受理 R5.7.28 ・第1回債権者集会 R5.9.27 ・第2回債権者集会 R6.2.28 ・第3回債権者集会 R6.11.27 ・第4回債権者集会 R7.4.23 (予定)
今後の対応	債務者の破産免責許可が確定し、債権の回収が不可能と認められた場合には、千葉県債権管理条例第9条第1項第4号の規定により、債権放棄の手続きを行う予定
債権の時効日	R15.5.31
その他の債権 消滅事由	なし

(※) 判決文「原告(千葉県)は、被告(Aクリニック院長B)に対し、不当利得返還請求権(民法703条、同法704条)に基づき、1,310万8,290円及びこれに対する平成26年8月28日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。」  
(出展：令和4年5月31日 千葉県地方裁判所の第3回口頭弁論調書(判決))

自立支援医療(精神通院医療)の医療費助成制度に基づいて県が支出した公費負担分において、請求誤りがあることが判明し、当該請求に係る指定自立支援医療機関の開設者に対して、公費負担分の返還を求め、当該返還額が収入未収金となっている。

公費負担分に誤りがあった場合、通常は誤りがあった月の翌月以降の当該医療機関への支払の中で調整される。しかし、当該収入未済の事案については、当該医療機関が廃業したため、直接返還金を請求することとなったものである。

なお、当該案件は、千葉県ではなく茨城県の調査で判明した医療機関側の請求誤りが発端となっている。平成 26 年 3 月 18 日に、茨城県が当該医療機関に検査に入ったが、茨城県が誤りの詳細を確認したことより、平成 30 年 8 月 28 日に、千葉県への医療費請求にも誤りがあった旨、千葉県に通知した。これは千葉県内から当該医療機関に受診していた患者が居たことが原因である。千葉県が請求誤りを確認した平成 26 年 3 月時点から 5 年遡及して訂正されるため、請求対象期間は、クリニックを開設した平成 24 年 8 月以降の診療費の請求誤りからということになる。

当該医療機関は平成 27 年 7 月には診療を中止しており、それ以降、破産手続が開始する令和 5 年 3 月 15 日までは廃業している状態であった。

千葉県は、茨城県からの通知により医療費の請求誤りを確認し、平成 31 年 3 月 18 日に相手方に納付書を送付し、督促も繰り返したが行ったが納付されることはなかったため、令和 3 年 12 月 28 日に千葉地裁に訴えを提起した。県が勝訴し被告へ 13,108,290 円及び遅延損害金の支払を求める判決が確定したが、納付されることはなかった。令和 5 年 5 月 31 日に当該医療機関の院長の破産手続が開始され、令和 5 年 9 月 14 日に破産管財人に破産債権届出書を提出した。その後は、債権者集会在 1 回から 3 回まで行われたが、審理は続行しており、令和 7 年 4 月の第 4 回債権者集會に持ち越された。

## (2) 手続

案件の健康福祉部障害者福祉推進課の担当者から聴取し、サンプルの債権管理簿などの関係資料を閲覧することで、当該案件を検証した。

## (3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

### ① 遅延損害金について（ア、意見）

#### 【現状・問題点】

アの遅延損害金は、民法第 703 条、同法第 704 条の不当利得返還請求により履行期限から年 5 分の割合で発生する債権ではあるが、未調定の状態であるため未済金にはあたらないことを理由として、決算時の収入未済金への報告も、決算書への計上もされていない。確かに、財規第 218 条では事後調定も認められており、

具体的に、事前調定をしなければならないという規定は、財規にはなく、債権管理適正化の手引でも以下のように、遅延損害金は、元本完済後に事後調定を行うことと規定し、決算書に未調定の債権を計上しないことを容認している。

### 第3 債権の適正な管理

#### (4) 債権に係る記録の整備

債権によっては、債権発生と同一の年度内に債権の総額を調定しないものがある。例えば、貸付金は、貸し付けた時点で県が債権（返還請求権）を有することとなるが、貸付時に定めた弁済期（返済の約定期日）が到来するか、所定の返還事由が生じるまでは、実際の調定は行わない。

このような債権は、年度末の収入未済額に債権の総額が計上されないこととなり、その実態が不透明になりやすい。

出典：債権管理適正化の手引

一方、平成27年1月に総務省から「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公表され、同時に、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」という総務大臣通知が発出された。

この通知では、平成30年3月までに一部事務組合を含む全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類の作成が要請された。

具体的には、平成27年度から全ての地方公共団体に対して財務書類等の作成が要請されている。

この要請は、地方公共団体の財務状況の透明性を高め、全国の地方公共団体間での比較可能性を確保するために行われたもので、地方公共団体は発生主義・複式簿記に基づく財務書類を作成することで、より明確な財務状態の確認が可能となる。

千葉県においても、この要請に対応しているところである。

しかしながら、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等の歳入の所属する会計年度は、自治令第142条第3項において、次のように規定されていることから、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等は対象となる債権の歳入の属する会計年度に組み入れることとしており、発生主義による処理とはなっていない。

#### (歳入の会計年度所属区分)

第一百四十二条 歳入の会計年度所属は、次の区分による。

(略)

3 普通地方公共団体の歳入に係る督促手数料、延滞金及び滞納処分費は、第一項の規定にかかわらず、当該歳入の属する会計年度の歳入に組み入れるものとする。

出典：自治令

### 【結果（意見）：総務課】

各債権管理担当課において、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を発生主義に基づき把握することは債権管理に有用であることから、債務者への情報提供や、主体的か否かに関わらず法的措置を実施することの検討などを想定し、各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知することを要望する。

また、県の債権管理に有用な情報となることから、この情報を県として集計することも要望する。

## 7 健康福祉部・障害福祉事業課：児童措置費負担金

### (1) 概要

#### ① 制度の概要

措置費は、県が児童福祉法第 27 条 1 項第 3 号及び第 2 項の規定による入所又は委託の措置をとったときに、入所後の保護又は委託後の養育につき、児童福祉施設基準を維持するために必要な費用（児童福祉法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 2）及び県が行う児童自立生活援助の実施に要する費用（同条第 7 号の 3）として、毎月、児童福祉施設等に対し支弁する経費をいう。

県は、同法第 56 条第 2 項の規定により、本人又は扶養義務者（以下、本項において、「扶養義務者等」という。）からその負担能力に応じてその費用の全部又は一部を徴収することができる。障害福祉事業課が取り扱う児童措置費負担金は、障害児を対象とし、県が扶養義務者等から徴収する費用である。

また、県が支弁した経費については、国の通知（「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和 5 年 5 月 10 日付けこども家庭庁発こ支家第 47 号こども家庭庁長官通知。（以下、本項において、「児童通知」という。））及び「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」（令和 5 年 6 月 30 日付けこども家庭庁発こ支障第 13 号こども家庭庁長官通知。（以下、本項において、「障害通知」といい、児童通知と併せて「国通知」という。））に規定される「児童入所施設徴収金基準額表」及び「障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）」で算定した扶養義務者等がその負担能力に応じて負担すべき費用の総額を差引いた後の額の 1/2 を国が負担することとされている。

そして、県が扶養義務者等から徴収する費用は、この国通知で規定される「児童入所施設徴収金基準額表」及び「障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）」を基に、県規則で定めて、決定しているものである。

扶養義務者等から徴収する費用は、同法第 56 条第 6 項の規定により強制徴収できる公法上の債権と解され、時効の援用を要さない（自治法第 236 条の規定により 5 年間で時効により消滅する。）。

なお、千葉県では、児童相談所は 6 か所あり、事務委任規則第 7 条第 1 号ネに